

お知らせ

「B&G御荘海洋クラブ員」を募集します

B&G御荘海洋クラブは、年間を通じて海洋性スポーツ(カヌー・SUP・ヨット)、各種レクリエーション、研修会など、さまざまな活動を行っています。クラブ員は随時募集していますので、興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

- ▶加入資格 町内在住の小学3年生以上の方
- ▶年会費 1人 5,000円(研修事業等に参加する場合、随時参加費を徴収します)

※4月下旬より活動開始予定

問：B&G海洋センター 電話：72-1117



愛南町
ホームページ



お知らせ

愛南町ドローン防除等普及支援事業補助金についてお知らせします

農作物(水稻・野菜・果樹)に対して、農業用ドローン等を活用した農薬の空中散布に係る委託費用の一部を補助します。詳しくは、下記二次元コードからホームページをご覧ください。

- ▶補助金額:10アールあたり1,500円(※100円未満の端数は切り捨て)
- ▶対象者:以下のすべての条件を満たす個人または法人が対象です。
 - 1 町内に住所があること
 - 2 町内で農作物を生産していること
 - 3 町税等を滞納していないこと

問：農林課 電話：72-7311



愛南町
ホームページ



お知らせ

税金は納期内納付を!令和8年度町税等の納期月(納期限)

令和8年度町税および介護・後期高齢者医療保険料の納期月(納期限)をお知らせします。

町税等の納付は、ぜひ口座振替をご利用ください。なお、口座振替日は、各納期限の日です。振替不能にならないように通帳の残高をよく確認しておいてください。

※特別な事情により納付が困難な方は、各納期限までに税務課にご相談ください。

納期月	令和8年									令和9年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
納期限	4/30 (木)	6/1 (月)	6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	12/25 (金)	2/1 (月)	3/1 (月)	3/31 (水)	
税目	町県民税		1期 全期		2期		3期			4期			
	固定資産税	1期 全期			2期				3期		4期		
	軽自動車税		全期										
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	介護保険料 (1号被保険者 普通徴収分)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	後期高齢者医療 保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

問：税務課 電話：72-7301

募集

愛南町男女共同参画審議会委員を募集しています

町では、愛南町男女共同参画審議会の委員を公募しています。

なお、他の委員会等の委員を3つ以上兼務している方は応募できませんのでご注意ください。

▶職務の内容

男女共同参画の推進に関する施策の審議等

▶報酬等の条件 日額7,000円(交通費支給)

▶公募数 2人

▶任期 委嘱の日から令和10年3月31日まで

▶応募資格 男女共同参画に関心のある方

▶募集期間 4月30日(木)まで

問：企画財政課政策推進室
電話：73-7075



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

国民健康保険の加入(取得)手続きについてお知らせします

国民健康保険への加入の届け出は、加入する理由が発生したときから14日以内に行ってください。

自動的には切り替わりませんので、忘れずに手続きを行ってください。

- ・職場の健康保険などをやめたとき
(退職した・扶養から外れた・任意継続の期間が終了したなど)
- ・子どもが生まれたとき
- ・他市区町村から転入してきたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

▶加入手続きに必要なもの

- ・健康保険の資格喪失日が分かるもの(※)
- ・手続きする人の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・世帯主および加入する人全員のマイナンバーの分かるもの
- ・通帳またはキャッシュカード・届出印
(保険税の口座振替のため)

▶健康保険の資格喪失日が分かるもの(※)の例

- ・健康保険資格喪失証明書(喪失届)
- ・離職票(本人のみが国民健康保険に加入する場合のみ)

【必要な項目】

- ・氏名 ・資格喪失年月日
- ・以前の保険者名等



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

国民年金保険料の 学生納付特例制度をご存知ですか？

国民年金は、20歳以上であれば学生の方も加入が必要です。ただし、ご本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

対象となるのは、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、専修学校などに在学している学生の方です。申請の際は、在学証明書または学生証を持参のうえ、手続きをしてください。

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までの1年間です。翌年度も引き続き在学予定で継続を希望される方は、4月初めに再申請用紙が届きますので、必要事項を記入のうえ返送してください。

問：宇和島年金事務所
電話：0895-22-5440
町民課 電話：72-7300



愛南町
ホーム
ページ

【加入手続きに関する注意事項】

- 他の健康保険等の資格を喪失した日から14日以内に国民健康保険の加入手続きを行う必要があります。
- 国民健康保険税は、手続きをした日からではなく、「資格を得た月(退職日の翌日など)」までさかのぼって課税されます。
- 手続き前に医療機関を受診した場合、窓口で一旦全額(10割)を自己負担していただくことがあります。
- 届出用紙にマイナンバーを記入いただくため、「マイナンバーのわかるもの」をお持ちください(不明な場合でも手続きは可能です)。

【マイナ保険証の利用について】

- 手続きの際、マイナ保険証(マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録)の有無を確認させていただきます。
- すでに利用登録がお済みの方は、国民健康保険への加入手続き完了後、引き続きマイナ保険証をご利用いただけます。
- 利用登録をされていない方は、窓口で登録が可能です。その際、マイナンバーカードの「数字4桁の暗証番号」が必要ですので、事前にお確かめください。
- マイナンバーカードをお持ちでない方などには、「資格確認書」を交付します。

問：町民課 電話：72-7300

お知らせ

経済センサス活動調査へのご協力をお願い

総務省と経済産業省は、令和8年6月1日現在で、「令和8年経済センサス-活動調査」を実施します。この調査は、令和3年に実施した「経済センサス-活動調査」等によって得られた事業所や企業の情報を活用して、売上高など経営項目の把握に重点を置いて実施されます。

調査票は、国から郵送されるか、都道府県知事が任命した調査員がお伺いして直接配布します。調査員は、必ず「調査員証」または「業務委託証明書」を身に着けているほか、調査専用の「下敷き」および「手提げ袋」を携帯していますので、安心してご回答ください。

今を知る。未来の力になる。

経済センサス

活動調査

調査期日
6月1日

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

問：企画財政課政策推進室
電話：73-7075



お知らせ

虫歯0本のお子さんを表彰

町では、5歳児健診で、虫歯が0本だったお子さんを表彰しています。2月に実施した5歳児健診で次の方が表彰されました。これからもしっかりと歯磨きをして、きれいな歯を守りましょう。



問：保健福祉課 電話：72-1212

お知らせ

軽自動車税(種別割)の減免申請手続きについて

○減免申請は、6月1日(月)まで

身体障がい者・戦傷病者本人の所有で、通院・通学や生業等のために本人や家族・常時介護者が運転する軽自動車は減免になる場合があります(障がいの区分、等級によって対象者は異なります)。

18歳未満の身体障がい者または精神障がい者・知的障がい者で、国民年金法施行令別表に規定する1級の障がいと同程度の状態にある方の家族が所有する軽自動車も該当となる場合があります。

減免申請を希望される方は、税務課または各支所へお越しください。

※毎年手続きが必要です。なお、対象となるのは普通自動車を含めて1人につき1台に限られます。

【申請に必要なもの】

- ・運転者の免許証・印鑑・車検証
- ・軽自動車税(種別割)納付書または口座振替通知書(※発送5月中旬)
- ・マイナンバー(個人番号)が分かるもの(個人番号カード・通知カード)

問：税務課
電話：72-7301



お知らせ

御荘文化センター図書室

読書会「押し本の会」の開催についてお知らせします

御荘文化センター図書室で「押し本の会」を開催します。

この本が好き!この本の存在を他の人にも知ってほしい!など、お薦めの本がある方、ふるってご参加ください。

▶日時 4月から12月 毎月第2金曜日(※6月と11月は第3金曜日) 11:00から(所要時間:30分~60分)

▶場所 御荘文化センター図書室(申込不要)

▶内容 絵本から小説、専門書など、ジャンルを問わず、お薦めの本を持ち寄り読み合います。6月と12月は、町内で絵本などの読み聞かせ活動をしている中川美恵絵本専門士によるおとな向け絵本の紹介もあります。

(注)都合により日程変更、中止となる場合があります。 **問**：御荘文化センター図書室 電話：73-1111

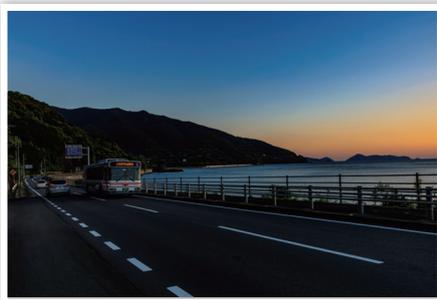
お知らせ

「愛南町公共交通フォトコンテスト2025」入選作品

町内を運行する路線バス、タクシーなどの公共交通機関を身近に感じてもらうことを目的として、「愛南町公共交通フォトコンテスト2025」を開催しました。応募8作品のうち、審査（愛南町地域公共交通会議）にて5点の入選作品を選定しました。入選作品は以下の5作品です。なお、入選作品は町ホームページにも掲載しています。



「お花畑に見送られて」 濱本秀雄さん ひでお



「夕暮れを行く」 幸田健一さん けんいち



愛南町
ホーム
ページ

問：総務課
電話：72-1211



「地域を支え走る」 上田隆光さん たかみつ



「春の潮風」 棚田美恵子さん みえこ



「水田をゆく」 増田圭介さん けいすけ



さ〜て！今月のかんきょうかわら版は〜！ 「環境保全推進事業」についてお知らせします



愛南町
ホーム
ページ

町では、公共用水域の水質保全と改善、生ごみの減量化を目的として、環境の保全に資する製品を購入する方に補助金を交付しています。私たちの暮らしを守るため、ぜひご利用ください。

◆わかしお石鹼などの海洋汚染防止洗剤

天然油脂から作られているため、合成洗剤に比べて生分解性が高く、河川や海に排水しても微生物や魚のエサとなります。各種製品は、愛南漁協、愛南漁協御荘支所、久良漁協で購入できます。

◆EM石鹼などのEM菌関連製品

排水口やお風呂の嫌な臭いやヌメリを落とすことができ、使用後は汚染された河川や水路に排水することでヘドロを分解し、河川を浄化する効果が期待できます。製品は、ゆらり内海、フレッシュ本松、緑新鮮市、ホームセンターで購入できます。

▶補助金額

- ・わかしお石鹼やEM石鹼などの水質保全関連製品 上限10,000円
- ・コンポスト 上限3,000円（過去に同製品で補助を受けた場合、購入日から3年が経過していること）
- ・電気式生ごみ処理機 上限20,000円
（過去に同製品で補助を受けた場合、購入日から5年が経過していること）

補助率はいずれも1/2で、水質保全関連製品については購入額2,000円以上の製品が対象です。

▶申請手順

水質保全関連製品は購入後に、生ごみ処理容器は購入前に申請してください。

詳しくは、環境衛生課までお問い合わせください。

問：環境衛生課 電話：72-7316

おしらせ

防災感想文の入賞者に表彰状授与

防災意識の向上や災害時の行動に生かすことができる教訓・防災話をまとめた「四国防災八十八話」や「愛南町の災害体験談」を題材にした感想文コンクールが行われました。町内の小中学校から23作品の応募があり、入賞者に賞状が授与されました。

▶入賞者【小学校の部】

○最優秀賞

福浦小学校5年
猪野 愛莉さん

素材:四国防災八十八話
題材:第24話 あの時すぐ逃げていれば
題名:「あの時すぐ逃げていれば」を読んで



▶入賞者【中学校の部】

○最優秀賞

一本松中学校1年
清水 すみれさん

素材:四国防災八十八話
題材:第18話 寅年の水
題名:「寅年の水」を読んで



○優秀賞

城辺小学校5年
和泉 美心さん

素材:四国防災八十八話
題材:第43話 長女が津波に奪われた
題名:「長女が津波に奪われた」を読んで



○優秀賞

御荘中学校3年
井上 沙南さん

素材:愛南町の災害体験談
題材:第3話 布団にくるまれて
題名:現実とつなげて考える



※学年は令和8年3月時点

○優秀賞

柏小学校5年
山口 楓さん

素材:四国防災八十八話
題材:第59話 避難用の舟
題名:「避難用の舟」を読んで



問: 消防本部防災対策課
電話: 72-0131



パパママ必見!子育てをサポートする情報満載!

愛南町保育所遠距離通所補助金について!

町では、保育所へ遠距離通所を行う保護者に対して補助金を交付しています!

令和8年度の申請を受け付けていますので、該当される方は、子育て支援課または通所している保育所にお問い合わせください。

1. 対象者 住所地から小学校区内の最も近い保育所までの通所距離が7キロメートル以上
2. 金額 1ヵ月あたり 1,500円×通所距離(1km未満の端数切り上げ)
3. 交付日 10月および4月に半年分をまとめて交付
4. 申請期日 当月20日まで(20日を超えると次月分から交付)
5. その他条件 ①町内に住所を有すること
②町税等を滞納していないこと

問: 子育て支援課 電話: 73-7135



ご確認ください!

4月に「固定資産税納税通知書および課税明細書」を発送します

令和8年1月1日現在で町内に固定資産を所有している方、または納税義務者等に、「令和8年度固定資産税納税通知書および課税明細書」を4月中旬ごろに発送します。

併せて、口座振替登録をしていない方には、第1期の納付書と1年分をまとめて納付することができる全納用の納付書を同封します。税額等をご確認いただき、**いずれかの納付書**で納期限内の納付をお願いします。

※免税点未満(土地の課税標準額が30万円未満、家屋の課税標準額が20万円未満または償却資産の課税標準額が150万円未満の場合)で課税されていない場合、町から納税通知書は発送していません。

納税通知書および課税明細書等の様式が変わります

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、基幹業務システムを国が定めた標準仕様に準拠したシステムへ移行したため、納税通知書および課税明細書、納付書が全国標準の様式に変わります。

【変更点】納税通知書および課税明細書が三つ折り圧着封書(長3サイズ)から**A4サイズ**に変わります。

旧様式

新様式

変更点

納税通知書および課税明細書が三つ折り圧着封書(長3サイズ)から**A4サイズ**に変わります。

納税通知書および課税明細書が届いたら

固定資産税が課税されている土地・家屋の所在地や評価額など課税の内容をご確認ください。

◎こんな時は連絡をしてください

- ・取り壊した家屋が課税明細書に記載されている場合
- ・住所に変更がある場合や名前の表記が違う場合



土地家屋価格の縦覧や課税台帳の閲覧ができます

納税義務者が自分と他人の土地・家屋の評価額を比較し、固定資産評価額が適正であるかどうか自ら確認・判断できる縦覧制度や固定資産課税台帳に記載されている自己の資産について、内容を確認することができる閲覧制度があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

▶期間 4月1日(水)~4月30日(木) 8:30~17:15(土日・祝日を除く)

問：税務課 電話：72-7301

お知らせ

愛南町食生活改善推進協議会より『カツオのたたき』のレシピを紹介します

カツオのたたき

【材料（2人分）】

- ・カツオ 300g
- ・塩 少々
- ・玉ねぎ 中1/2個
- ・青ネギ 1本(10g)
- ・大葉 4枚
- ・生姜 1かけ(10g)
- ・きゅうり 1本
- ・にんにく 1かけ

★お好みの薬味で
みょうがレモンなどの柑橘類

- A
- ・濃口しょうゆ 大さじ1
 - ・酢 大さじ1
 - ・砂糖 小さじ1
 - ・酒 少々



1人当たり(タレなし)

エネルギー	255kcal
たんぱく質	38.9g
脂質	9.5g
食塩相当量	0.3g

【作り方】

- ① カツオは、うすく塩を振りさっと焼く。【写真1】
- ② 刺身のように切った切り身を器に盛り付ける。【写真2】
- ③ 玉ねぎとにんにくはうす切り、大葉ときゅうりは細い千切り、生姜はみじん切り、青ネギは小口切りにする。
- ④ Aの調味料を合わせる。
- ⑤ ②に③の野菜を盛りつけ、④のたれをかける。【写真3】

【写真1】



家庭では、
フライパン
やグリルで
焼き目をつ
ける。

【写真2】



【写真3】



愛南町食生活改善推進協議会



お知らせ

自衛官募集事務に係る 募集対象者情報の提供についてお知らせします

町では、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項の規定に基づき、自衛隊愛媛地方本部から自衛官募集対象者情報(氏名、生年月日、性別および住所の情報)の提出を求められた際に、適切な利用および保管の遵守を前提に紙媒体で提供することとしています。

自衛隊への情報提供を希望されない方は、申し出いただくことにより提供情報から除外することができます。

▶令和8年度の自衛官募集対象者 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの者

▶提供期間 5月13日(水)～令和9年3月31日(水)

〈除外申出について〉

▶提出書類

①除外申出書 ②本人確認書類(本人以外が申し出する場合には申出者の本人確認書類)

③委任状(本人または同一世帯の保護者以外の者が申し出する場合)

※除外申出書および委任状はホームページ、総務課および各支所にあります。

▶申出期間 4月6日(月)～5月8日(金)

▶提出場所 総務課または各支所



愛南町
ホーム
ページ

問：総務課 電話：72-1211



愛南町
ホーム
ページ

写真募集中!

よろしくお願
い
します。



投稿写真のコーナーでは読者(町民)の皆さまが撮影した写真を掲載しています。

町の伝統芸能や催し、風景、特産品などの写真(おおむね1カ月以内に撮影したもの)に説明文を添えて投稿してください。詳しくは町ホームページをご確認ください。



農業委員および農地利用最適化推進委員を募集



	農業委員に関する事項	農地利用最適化推進委員に関する事項																																
募集人員	14人 うち、利害関係のない者1人以上 認定農業者8人以上 ※女性・青年農業者の参画に配慮します。	21人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>地区の区域</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内海地域</td> <td>全域</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">御荘地域</td> <td>御荘菊川</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>御荘平山、御荘長洲</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>御荘平城、御荘和口</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>御荘長月</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">城辺地域</td> <td>僧都、緑甲、緑乙、緑丙</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>城辺甲、城辺乙</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鮎越、古月、久良</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一本松地域</td> <td>正木、増田、小山、一本松</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>中川、広見、満倉、上大道</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>西海地域</td> <td>全域</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	地域名	地区の区域	定数	内海地域	全域	1人	御荘地域	御荘菊川	2人	御荘平山、御荘長洲	1人	御荘平城、御荘和口	2人	御荘長月	1人	御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴	1人	城辺地域	僧都、緑甲、緑乙、緑丙	3人	城辺甲、城辺乙	2人	脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鮎越、古月、久良	1人	一本松地域	正木、増田、小山、一本松	3人	中川、広見、満倉、上大道	3人	西海地域	全域	1人
地域名	地区の区域	定数																																
内海地域	全域	1人																																
御荘地域	御荘菊川	2人																																
	御荘平山、御荘長洲	1人																																
	御荘平城、御荘和口	2人																																
	御荘長月	1人																																
	御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴	1人																																
城辺地域	僧都、緑甲、緑乙、緑丙	3人																																
	城辺甲、城辺乙	2人																																
	脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鮎越、古月、久良	1人																																
一本松地域	正木、増田、小山、一本松	3人																																
	中川、広見、満倉、上大道	3人																																
西海地域	全域	1人																																
対象	町内に住所を有する者を基本として、以下の全てに該当する方 ・町の他の附属機関の委員でない(委員であっても兼職が禁止されていない)方 ・町職員でない方 ・暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定による)でない方																																	
主な業務	・農地法等による申請等に関する調査、審議 ・農地等の利用関係の紛争に対する和解の仲介 ・遊休農地の発生防止および解消に向けての調整 ・地域における農業者等による協議の場への出席 ・毎月の農業委員会定例会への出席	・農地法等による申請等に関する調査、報告 ・担い手等への農地利用の集積に向けての活動 ・遊休農地の発生防止および解消に向けての活動 ・地域における農業者等による協議の場への出席 ・毎月の農業委員会定例会への参加																																
任期	3年(令和8年7月20日から令和11年7月19日)	3年以内(委嘱された日から令和11年7月19日)																																
報酬	年額 150,000円	年額 130,000円																																
募集期間	4月9日(木)から5月7日(木)まで ※郵送の場合も5月7日(木)必着																																	
応募方法	・応募は、農業者等3人以上からの推薦、団体からの推薦、または自薦によります。 ・推薦届または応募届に必要な事項を記入の上、直接または郵送で上記募集期間内に愛南町農業委員会事務局に提出してください。 ・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することは可能ですが、両方を兼務することはできません。																																	
応募用紙	・愛南町農業委員会事務局(役場本庁2階)で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。 【農業委員への推薦・応募用紙の種類】 他薦の場合:農業委員会委員推薦届(農業者用) / (法人または団体用) 自薦の場合:農業委員会委員応募届 【農地利用最適化推進委員への推薦・応募用紙の種類】 他薦の場合:農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届(農業者用) / (法人または団体用) 自薦の場合:農業委員会農地利用最適化推進委員応募届																																	
応募状況の公表	応募の状況については、中間および最終結果を町ホームページで公表します。																																	

次のいずれかに該当する人は、法律により農業委員や農地利用最適化推進委員になれません。

1. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方

問 : 愛南町農業委員会 電話 : 72-7311